

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

よしもとクリエイティブ・エージェンシー インフルエンサーマーケティング事業を開始

今やSNSを活用してマーケティングを行うのが当たり前前の時代。アカウントさえ取得すれば、一個人がどんな有名企業や有名人ともコミュニケーションを図ることができる。その特徴を活かすことで従来は困難だったターゲットの絞り込みが可能となるため、SNSマーケティングは急速に発展してきた。そこに目をつけたのが、吉本興業傘下のよしもとクリエイティブ・エージェンシー。所属タレント約6,000人を活用したインフルエンサーマーケティング事業を開始すると発表した。同社のタレントは、SNS界で絶大な影響力を持つ。写真・動画共有アプリInstagramで日本一のフォロワー数を誇る渡辺直美を筆頭に、SNSフォロワー総数はInstagramで1,600万人以上、Twitterでは4,000万人以上にものぼる。

他に代えがたいこのリソースをマネタイズさせようとする今回の取り組みは、ビジネスの観点から言えば王道。しかし、SNSマーケティングのあり方そのものを変えてしまう可能性もある。たとえ「#PR」といったハッシュタグを入れたとしても、広告だと認知されない恐れがあるからだ。消費者を欺くような事態が起これば、かつての「ステマ騒動」でブログが下火になったように、一気にSNSブームが終焉することもあり得る。そうなれば、新たなマーケティングツールを探さなくてはならないわけで、よしもとが今後どのように動くのか、注視しておく必要があるだろう。

税務会計

中小企業も可能な申告期限の延長 ポイントは定時株主総会の招集時期

2017年度税制改正において法人税の確定申告書の提出期限が最大「6ヵ月」まで延長できる見直しが行われるが、その要件の一つに「会計監査人を行っている場合」がある。「会計監査」というと大企業の話かと思いがちだが、監査を受けていない企業でも申告期限の延長の申請は行える。

確定申告を延長したい場合には、まず会社の定款を確認する必要がある。定款に「当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に召集する」などと定められていれば、申告期限の延長を申請できる。ポイントは、定時株主総会の召集時期が「2ヵ月以内」ではなく「3ヵ月以内」とされていることだ。会社法では、事業年度終了の日から3ヵ月以内に定時株主総会を開けばよいとされている。

法人税の申告期限は原則、事業年度終了後2ヵ月以内と定められているが、事業年度の終了から3ヵ月目に株主総会を行う企業の場合は、通常の申告期限までに法人税の額が確定しないケースがある。そこで、このような企業は「申告期限の延長の特例」の申請を行い、申告期限を1ヵ月延長して申告することができる。この特例を利用すれば、どの企業も申告期限を延長することが可能となる。

注意が必要なのは、申告期限の延長を行っても、納付の期限は2ヵ月のままであること。納付期限が過ぎてしまうと利子税がかかってしまうので、申告を終わらせる前に、納付すべき税金を概算して「見込納付(仮納付)」しておけばいい。

今週のキーワード

インフルエンサー マーケティング

インフルエンサーとは、人々の消費行動に影響力を与える人物のこと。商品やブランドがターゲットとするコミュニティやセグメント内において、周囲に影響を与える人物を見つけてアプローチ。好意的なメッセージが周囲に広がることを意図した方法だ。ブログやSNSなどの普及で、一般消費者の発信活動が盛んになり、事業者側としてもインフルエンサーの探索が容易になったことで、ニーズが高まっている。